

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、播磨町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

40歳以上の方 (被保険者)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の方 (第1号被保険者)



介護や日常生活の支援が必要になったときに、播磨町の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

被保険者証 65歳に到達する月に交付されます。

要介護認定を受けている方には、
介護保険負担割合証が交付されます。

40～64歳の方 (第2号被保険者)



老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要になったときに、播磨町の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。

被保険者証 認定を受けた場合などに交付されます。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

●介護保険料の納付
●要介護認定の申請

平成27年8月から

●要介護認定
●被保険者証の交付
●介護保険負担割合証の交付

相談・支援

地域包括支援センター

介護予防や、地域の高齢者の総合的な相談の拠点です。

連携

連携

●サービス提供

●利用者負担の支払い
(1割または2割)

播磨町 (保険者)

- 介護保険制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

●介護報酬の支払い

サービス事業者

- 都道府県などの指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがサービスを提供します。